

意見書の要旨	各務原市の考え
<p>【意見1の要旨】 既存の小学校が将来にわたり必要な学校であると決めつけて良いか疑義がある。すべての小中学校を都市計画に定めることは得策でないと考える。</p> <p>【理由】 令和2年2月に市教育委員会が各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画の地区別説明会で示した児童数の推計値によれば、適正化すべき小規模校（小学校 6学級以下で児童数120人以下）が令和6年には2校、令和12年には5校となり、令和20年には複式学級編制も必要となる小学校が3校出現する可能性がある。安定的に児童数を増加させるのは非常に厳しいと思われる。</p>	<p>令和2年5月に策定した各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画では、学校において状況が異なるものの、近い将来、適正化すべき小規模校に該当する可能性があるが、早急に学校規模の適正化に向けた検討を開始する必要があるとは考えにくく、小中学校すべてについて、当分の間、単独で学校運営を行っていく方向性を定めており、小中学校を都市計画に定めることは、学校施設の適切な維持・管理や、教育環境の充実、地域の拠点としての整備等を計画的に進めるためのものであり適切と考えています。</p>
<p>【意見2の要旨】 市は平成30年度に学校施設整備基金を設置し、都市計画税を学校施設に充当できる仕組みを創設した。このような状況下で、令和2年に既存のすべての小中学校を都市計画決定することが適切であるか、疑問である。</p> <p>【理由】 ①学校教育法は、「市町村は、その議会の議決を経て、その区域内にある学齢児童・生徒を就学させるに必要な小中学校を設置しなければならない（第29条、第40条）。」と規定している。このため、国はいずれの市町村も必要な小中学校を新設・改修・改築等できるよう、負担金や補助交付金を交付するなど、適切な財政措置を講じている。よって、既存の小中学校を都市計画に定めなくとも、計画的に整備できると言える。 ②各務原都市計画マスタープランを適切に改正したうえで、各務原都市計画学校を定めるのが都市計画の手続きとして妥当である。 ③児童生徒数の減少が見込まれる学校においては、中長期的な見通しのもと過大投資とならぬよう実施計画を定める必要がある。今後5年から10年間の具体的な学校整備方針を定めたいうえで、都市計画学校を決定した方が得策である。 ④令和2年度にすべての小中学校を都市計画学校に定めることが立地適正化計画策定に支障となると懸念される。</p>	<p>都市計画学校の決定は、市内小中学校を教育施設として、また、防災の拠点や地域コミュニティの拠点として、将来のまちづくりにおいて必要な施設として、今後も適切な維持・管理や、教育環境の充実、地域の拠点としての整備を計画的に進めるため都市計画に定めるものであり適切であると考えています。</p>
<p>【意見3の要旨】 各務原都市計画学校をなぜ決定するのか、なぜ令和2年度なのか、なぜ既存の小中学校すべてなのか、なぜ決定する区域が現存校地そのままなのか、決定の理由や理由書を読み返しても理解できない。</p> <p>【理由】 ・理由書では、各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画を策定し、今後も現在の学校配置を維持していく方向性を定めているとしているが、基本計画にそのように明言していない。 ・教育施設機能に加え防災拠点や地域コミュニティ拠点の形成を必要とする学校とはすべての小中学校なのか。 ・理由書では、本市の学校施設は、既に放課後児童クラブ、放課後子ども教室機能や防災備蓄機能などが学校施設と複合化されているとしているが、現状は複合化されているのではなく、校舎等を一時的に転用しているに過ぎない。 ・学校を中心に多様な機能を複合化する地域の拠点づくりを目指すならば、都市計画学校を決定しない方が計画的に実施できる合理的な場合も考えられる。</p>	<p>令和2年5月に策定した、各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画において、今後も現在の学校配置を維持していく方向性が示されたことから、これを受けて今回市内全小中学校を都市計画に定めるものです。</p>